

2012年12月26日

報道関係者各位



一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

EMA 認定制度基準改定のお知らせ

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（以下「EMA」）では、青少年の保護と健全な育成を目的とし、モバイルインターネットのサイトを対象とした「コミュニティサイト運用管理体制認定制度^{*1}」を実施しております。

この度、本認定制度の審査基準である「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」を改定しましたのでお知らせいたします。

- コミュニティサイト運用管理体制認定基準（2012年12月21日改定版）
<http://www.ema.or.jp/dl/communitykijun.pdf>

現在、総務省の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言^{*2}」で指摘されているように、スマートフォンのアプリケーション利用において、青少年有害情報閲覧制限機能（フィルタリング等）を実現することが社会的な要請となっており、一部の携帯電話事業者においてアプリケーション制限フィルタリングの提供が11月1日より開始されております。また、その他の携帯電話事業においても年度内に提供を開始する予定となっております。

EMAでは本年4月18日の基準改定^{*3}により、サイトの一部としてアプリケーションを申請の対象とすることを可能とし、10月15日より審査を開始^{*4}しております。一方で、スマートフォンでのサービス提供においては、Webサイトを有さずに、アプリケーションのみによりサービスを提供する様態も多く存在しておりましたが、これまで審査対象とはなっておりませんでした。

今回の改定ではこのような状況に対応して、サイト運営事業者がアプリケーションのみで申請する場合についても、その運用管理体制を審査の対象といたしました。これによりWebサイトを有さずに、アプリケーションのみによりサービスを提供する場合についても、青少年有害情報閲覧制限機能（フィルタリング等）へ認定制度を反映することが可能となります。（「別紙1」参照）

なお、アプリケーションのみでの審査受付開始につきましては、後日、別途ご案内をさせていただきます。

EMAでは引き続き、本認定制度や啓発・教育などの活動を通じ、モバイルコンテンツの健全な発展と、青少年保護と健全な育成を実現するインターネット利用環境におけるセーフティネットの整備を推進して参ります。

*1 コミュニティサイト運用管理体制認定制度

ユーザー投稿等により形成されるコミュニティサイトの健全な利用環境が整備・維持されることを目的とし、2008年7月22日より開始した認定制度です。EMAが策定した認定基準「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」をもとに審査を行い、この認定基準に適合したコミュニティサイトに対して認定を付与します。

認定後は、認定基準に適合した運用管理体制が維持されているか確認するため、認定サイトに対して定期的・継続的な監視を実施します。また、一般ユーザー等から認定サイトへのクレーム、問合せ、意見等を受け、運用監視に活かすとともに認定基準への反映も適宜行います。

*2 【総務省】利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言
～スマートフォン時代の青少年保護を目指して～」

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000051.html

*3 2012年4月24日

【プレスリリース】EMA認定基準改定のお知らせ

http://www.ema.or.jp/press/2012/0424_01.pdf

*4 2012年10月15日

【プレスリリース】スマートフォン向けアプリケーションに関する審査受付開始
および審査・運用監視料金改定のお知らせ

http://www.ema.or.jp/press/2012/1015_01.pdf

【別紙】

1. コミュニティサイト運用管理体制認定基準 新旧対照表

本プレスリリースに関するお問合せ先
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
事務局 広報担当：岸原、清水
〒106-0031 東京都港区西麻布1-4-38 千歳ビル3F
電話番号：03-6913-9235 FAX：03-5775-3885
<http://www.ema.or.jp/>
e-mail:info@ema.or.jp

コミュニティサイト運用管理体制認定基準 新旧対照表

頁	旧	頁	新	備考
p.2	<p>3. 認定対象コミュニティサイトの定義</p> <p>モバイルインターネットにおいて、コミュニケーション機能を単独または他のサービスと共に提供してユーザー間のコミュニケーションをサービスの中心としているサイトを意味します。なお、認定範囲については、ドメイン、又はサブドメインにて定義を行い、認定範囲内では、表示するデバイスを問わず、EMA の認定基準を満たすサイト運用がなされる必要があります。</p>	p.2	<p>3. 認定対象コミュニティサイトの定義</p> <p>モバイルインターネットにおいて、コミュニケーション機能を単独または他のサービスと共に提供してユーザー間のコミュニケーションをサービスの中心としているサイト <u>(スマートフォン等におけるアプリケーションを含む)</u> を意味します。なお、認定範囲については、ドメイン、又はサブドメイン <u>及びアプリケーションを一意に定義する符号</u> にて定義を行い、認定範囲内では、表示するデバイスを問わず、EMA の認定基準を満たすサイト運用がなされる必要があります。</p>	アプリケーションに関する定義を追加
p.3	<p>4 - 2. 本認定基準の要求 23 項目</p> <p>本認定基準は、事業者がすべての要求項目を充足していることを求めます。サイト管理体制が一定水準を充足しているサイトの認定という趣旨にかんがみ、一部の要求項目を満足していなくてもその他要求項目が高評価であることでカバーされる構造では抜け穴的に質的な不足が生ずるおそれがあるため、全要求項目を満足することを必須とします。</p> <p>なお、サイト運営事業者が申請サイトの一部としてアプリケーションを申請*2 する場合、当該アプリケーションにより提供されるサービスの運用管理体制についても、以下の要求項目を満たす必要があります。</p> <p>ただし、各要求項目に対して、外形上は要求項目を明確に達成できているとは言えないものの、サイトの多様性や個別背景等により要求項目と同水準の管理レベルが達成できているとサイト運営事業者が合理的に考える場合には、サイト運営事業者が EMA に対し書面等によりその旨を疎明し、かつ EMA がこれを認めた場合には、要求項目を充足しているとみなします。</p> <p>本認定基準の要求 23 項目を以下に示します。</p>	p.3	<p>4 - 2. 本認定基準の要求 23 項目</p> <p>本認定基準は、事業者がすべての要求項目を充足していることを求めます。サイト管理体制が一定水準を充足しているサイトの認定という趣旨にかんがみ、一部の要求項目を満足していなくてもその他要求項目が高評価であることでカバーされる構造では抜け穴的に質的な不足が生ずるおそれがあるため、全要求項目を満足することを必須とします。</p> <p>なお、サイト運営事業者が申請サイト <u>の一部</u> として <u>Web サイトがなくアプリケーションのみで</u>申請*2 する場合、当該アプリケーションにより提供されるサービスの運用管理体制についても、以下の要求項目を満たす必要があります。</p> <p>ただし、各要求項目に対して、外形上は要求項目を明確に達成できているとは言えないものの、サイトの多様性や個別背景等により要求項目と同水準の管理レベルが達成できているとサイト運営事業者が合理的に考える場合には、サイト運営事業者が EMA に対し書面等によりその旨を疎明し、かつ EMA がこれを認めた場合には、要求項目を充足しているとみなします。</p> <p>本認定基準の要求 23 項目を以下に示します。</p>	アプリケーションに関する記載を変更